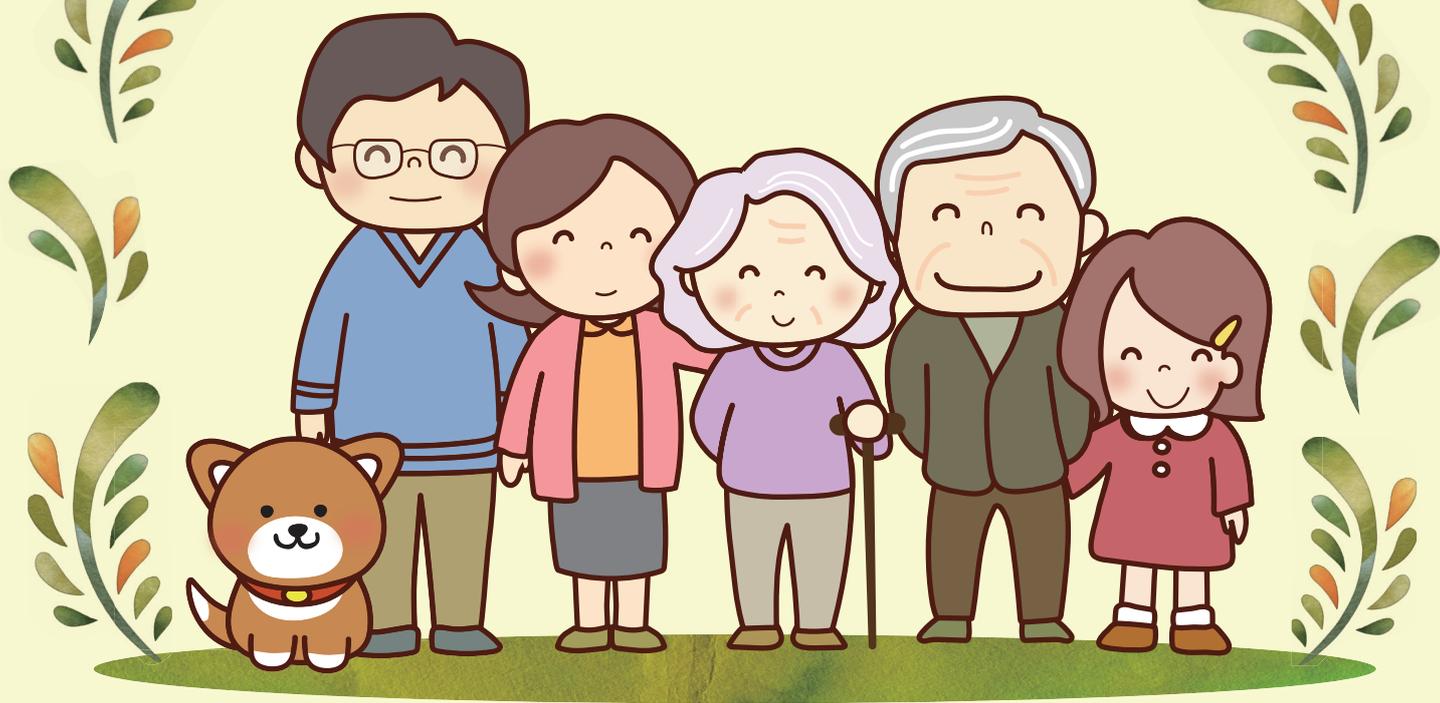


“ふれあい、つながり、支え合う  
安心とやさしさに包まれたまち もとす”

# 第4期本巢市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和5年度～令和9年度)

概要版



令和5年3月

本巢市・本巢市社会福祉協議会

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉とは、住民、各種団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等が力を合わせることで、住民一人ひとりが人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れるよう、お互いに支え合う「地域共生社会」を実現していかうとするものであり、その指針となるのが地域福祉計画です（社会福祉法第107条に規定された法定計画です）。

また、本巢市と本巢市社会福祉協議会が地域福祉の推進に当たり、理念や施策の方向性を共有し、各種団体との連携も図りながら、より具体的かつ効果的に施策を講じていくため、今期より、本巢市による「地域福祉計画」と、本巢市社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとしました。

なお、本計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「(市町村による)成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「(市町村による)再犯防止推進計画」を包含しています。

## 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、福祉にかかる今後の制度改正を含めた社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて望むべき計画期間について適宜見直しを行います。

## 基本理念

“ふれあい、つながり、支え合う  
安心とやさしさに包まれたまち もとす”

第3期本巢市地域福祉計画においては、「家族と地域を見つめ直し、みんながつながり支え合う、安心のあるやさしさに包まれたまちづくりを目指します」という考え方のもと「“ふれあい、つながり、支え合う安心とやさしさに包まれたまち もとす”」を基本理念として掲げ、様々な地域福祉にかかる施策を講じてきました。

第4期本巢市地域福祉計画・地域福祉活動計画においても、地域住民、行政、関係団体等のすべての主体が、なお一層この基本理念を意識・共有・実行していくために、第3期における《基本理念》を継承していくこととします。

### 基本目標①

〈ふれあい〉と  
〈つながり〉の  
機会をつくります

### 基本目標②

〈支え合い〉の仕組みを  
つくります

### 基本目標③

〈安心〉と〈やさしさ〉  
に〈包まれたまち〉を  
つくります

## 基本目標① 〈ふれあい〉と〈つながり〉の機会をつくります

地域住民が本巢市に愛着を感じながら、日々の生活を豊かに暮らしていくためには、「みなで支え合う」という心を育み共有していくことが大切です。そのため、地域共生社会の理念をベースとしつつ、福祉に対する心の育成、あいさつ運動や声掛け等を通じたつながりづくり、世代を超えた交流活動の活性化を進めていきます。

### 【目標指標】

目標指標	現状値	目標値
	令和3年度	令和8年度
サロン活動・集いの場の開催回数	233回	280回
福祉サービス情報の入手について、「十分できている」と「おおむねできている」の合計の割合（市民アンケート調査）	17.5%	18.0%

### 施策の方向1 地域で支え合う意識の醸成

#### （1） 地域福祉にかかる意識の啓発

地域住民のニーズや地域に存する様々な課題が複雑化・多様化していく中で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）を実現していく必要があります。

#### （2） 人権尊重に対する理解の促進

人権は誰もが生まれながらにして持っている、誰からも侵されることのない基本的権利であり、自分の権利だけでなく、他の人の権利をも尊重する必要があります。

### 施策の方向2 福祉の心を育む基盤づくり

#### （1） 福祉教育等の充実

福祉の心を育てていくためには、子どもたちに学習や体験を通じた学びの機会を積極的に提供していくことが求められます。

#### （2） 企業の社会貢献についての理解促進

福祉の重要性を地域で根付かせていくためには、地域住民や行政のみならず、地域で活動している企業も一体となった取組を通じて、相互理解を深めていく必要があります。

#### （3） 地域での声かけ、あいさつ運動の推進

人と人とのつながりの基本はあいさつにあります。また人と交流するきっかけともなります。地域の中で日常的にあいさつが交わされるよう、気運を高め、地域の中で定着させていく必要があります。

### 施策の方向3 世代を超えた交流の場づくり

#### （1） 地域の行事等を通じた交流

地域に根差した福祉を体感として理解していくためには、地域における行事等、様々な活動を通じて、福祉に対する意識を向上させていくことが大切です。

#### （2） 学校や福祉施設を拠点とした交流の推進

学校や福祉施設は、子どもや高齢者等が集う場であり、また地域に開かれた場でもあるため、地域との交流や世代間交流を推進できる拠点として機能させることが有効です。

#### （3） サロン活動や通いの場を通じた交流

身近な場所で、気心知れた仲間と一緒に様々な活動を通じてつながり合うことは、健康で心豊かな生活を送るためのベースになるものであり、サロン等の活動や、通いの場をできるだけ多く地域の中で展開させていくことが重要です。

#### (4) 自治会等地域組織への働きかけ

自治会や老人クラブ等、地域に存する団体は、地域内での情報の伝達、共有、事業の実行等、地域福祉活動を推進していく上で要となるものです。団体の活動内容を地域全体として把握しつつ、様々な場面で地域住民が協力していくことが求められます。

### 施策の方向4 地域に届く情報発信

#### (1) わかりやすい福祉情報の充実

福祉情報については、行政や福祉関係団体が多種多様な情報を提供していますが、情報を必要とする人が、必要とする時に機動的に情報を入手できる体制や仕組みが必要です。また、市民が福祉情報を簡単に理解できるように分かりやすい形で提供することが重要です。

#### (2) 地域のネットワークを介した情報提供

分かりやすい形で提供されている福祉情報については、システム上の情報提供のみならず、社会福祉協議会や、民生委員・児童委員による個別提供、地域住民同士の情報伝達等、より広く確実に情報を周知していくことも必要となります。

## 基本目標② 〈支え合い〉の仕組みをつくります

地域福祉にかかる活動には、地域住民、福祉関係者、行政、教育機関、企業、ボランティア等、様々な主体が参画し、協働しながら社会全体を支えていくことが必要です。しかし、少子高齢化を主たる要因として「支え手」が減少しています。さらに、ボランティアについても参加したいという意向を持ちながらも、もう一步を踏み出せていない人が多いのが現状です。そのため、地域福祉やボランティアに関係する様々な情報を地域内で展開・共有していくことを通じて、すべての主体が地域福祉活動に主体的に参加できるような環境を整えていきます。

#### 【目標値】

目標指標	現状値	目標値
	令和3年度	令和8年度
民生委員・児童委員の活動件数	5,740件	5,800件
ボランティア活動への参加について「現在、参加している」の割合（地域福祉に関する市民アンケート調査）	46.6%	50.0%超

### 施策の方向1 地域での支え合いに向けた人材育成

#### (1) ボランティア情報の提供

ボランティア活動を活性化していくためには、地域の中でどのようなボランティア活動があり、どのような成果を出しているのかといった情報を広く市民へ提供していくことが必要です。

#### (2) ボランティア活動の創出

ボランティア活動は本来自主的な活動として行われるものですが、実際のボランティア活動に結び付けるためのきっかけが必要であり、活動できるフィールドや機会を計画的に提供していくことが必要です。また、その活動を地域の中で浸透させていくための活動の核となるリーダーの育成が求められます。

#### (3) 地域住民のニーズに応じたサービスの展開

生活様式が多様化していく中で、市民のニーズや価値観も多様化しています。地域の中で求められる日常生活上のニーズ、解決すべき課題等を、地域の中で把握・共有し、個別に丁寧に対応できる仕組みを検討し実行していくことがこれからの社会の中で求められています。

#### (4) 総合事業における住民主体の取組

市民活動を活性化するための支援として、介護保険制度における地域支援事業があります。地域支援事業のメニューとしてサロンや各種教室の開催等の既存制度を地域のニーズにマッチした形で有効活用していくことも必要です。

## 施策の方向2 高齢者や障がいのある人が活躍できる環境づくり

### (1) 障がいのある人の働く場づくり

障がいのある人が地域住民の一員として活動できるような環境を整えていく必要があります、社会全体として、すべての人が活躍できる社会・仕組みを実現していくことが求められます。

### (2) 障害者就労施設等からの物品等の優先調達

障がいのある人の就労を推進していくためには、企業の活動への支援、企業を取り巻く環境の改善等を推進していく必要があります。

### (3) 地域行事・活動における高齢者や障がいのある人の能力活用

高齢者や障がいのある人がいきいきと地域の中で活動できるようにするためには、それぞれに役割を担って頂きながら、地域の交流の場で活躍してもらうことが必要です。

## 施策の方向3 地域福祉推進団体等との連携強化

### (1) 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は、市民の身近な相談相手として、また、具体的な援助者として様々な活動を展開しており、地域の社会福祉を推進するにあたっての中心的な役割を担っています。民生委員・児童委員を一つの大きな核として地域運営を進めていくことが重要です。

### (2) 地域の各種団体等への支援

各種団体は、民生委員・児童委員と同じように地域運営を担う大きな核となるものです。この組織体の運営を支え持続的な地域運営を確保していくことが重要です。

### (3) 老人クラブ活動への支援

老人クラブの加入人員の減少に伴い、活動も減少傾向となっていますが、老人クラブは高齢者の社会参画を促す等、地域で果たす役割は大きく、老人クラブ活動の維持存続に向けて努力していく必要があります。

## 施策の方向4 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり

### (1) 相談窓口の周知と機能の充実

地域福祉の課題を解決するためのスタート地点は、相談窓口となります。一方で相談窓口があることを知らない人や、どこに相談窓口があるのかを知らない人が多いのも事実です。多くの困難を解決していくためには、相談窓口の周知徹底と、相談内容に適切に対応できる機能の充実が必要となります。

### (2) 重層的支援体制整備事業（包括的窓口）の実施

高齢の親と障がいのある子が同居している世帯、介護と育児に同時に直面する世帯等、福祉課題が複合化してきており、高齢者、障がいのある人、児童等といった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースも見受けられるようになってきています。このような多様化する課題に対応するために、包括的な相談支援体制の整備が求められています。

## 施策の方向5 社会参加を支える移動手段の基盤づくり

### (1) 有効な移動支援の検討

本県市は南北に長く、高齢者等、交通弱者のための移動手段を確保することが大きな課題です。買物や通院等多岐に渡り、きめ細やかな対応が求められます。

### (2) ボランティア等による移動手段の確保

多様なニーズに 대응していくためには、移動手段も多種多様である必要があります、実際に実行している施策の検証や、将来的に想定できる新たな手法等も視野に入れて検討を進めていく必要があります。

### (3) 公共交通機関における利便性の確保

市民の日常生活を支える公共交通機関については、誰もが自由に安心して利用できるように、また運営主体が継続して事業を推進していけるように周辺環境を整えていく必要があります。

## 基本目標③ 〈安心〉と〈やさしさ〉に〈包まれたまち〉をつくります

地域住民一人ひとりが健康で豊かに暮らしていけるよう、高齢者、障がい者、子育て世帯等の別なく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、生活困窮者対策、ひきこもり対策、災害時対策といった時世の課題にも適切に対応していきます。

### 【目標値】

目標指標	現状値	目標値
	令和3年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座開催回数・実績人数	7回321人	10回400人
成年後見制度の知名度について「内容も含めて知っている」の割合 (地域福祉に関する市民アンケート調査)	24.1%	30.0%超

### 施策の方向1 高齢者や障がいのある人、子どもをやさしく見守る体制づくり

#### (1) 福祉サービスの充実・推進

制度化されている福祉サービスについては、必要とする人に、必要な分だけ提供していくことが重要です。地域包括ケアシステムの構築を進めていく中で、福祉サービスの充実と適時適切な提供を行っていくことが必要です。

#### (2) 地域住民による見守り活動等の促進

見守り活動の要は、地域住民同士による見守りです。民生委員・児童委員、地域福祉協力員を活動の核としつつも、日常生活の中で、地域住民同士がどのような形で見守り合えるのかを検討し実行していくことが重要です。

#### (3) 成年後見制度の推進と普及啓発

認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度を適切に運営していくためには、制度への理解を促していくことが重要です。

#### (4) 認知症サポーターの養成と活躍の場の創出

認知症に対する誤った考え方を正し、認知症の高齢者とその家族が活躍できる場を提供することが必要であり、一人でも多くの認知症サポーターを養成していくことが求められます。

#### (5) ひきこもりにかかる現状把握と実態に即した対策の検討

近年社会問題としてクローズアップされてきているひきこもりについては、まずその実態を地域社会の中で把握できるようにしていくことが求められます。

#### (6) ヤングケアラー問題への対応

高齢化と貧困化の進展が相まって、ヤングケアラー問題（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもで、勉強やスポーツにあてるはずの時間を家事や介護へ費やさざるを得ず、進学や就職を諦めるケースも見受けられます。）も近年大きな社会問題として取り上げられるようになってきています。ヤングケアラーの実態を早期に把握し、関連機関との連携のもとその解消に機動的に対応していくことが必要です。

### 施策の方向2 生活に困窮している人をやさしく見守る体制づくり

#### (1) 生活困窮者自立支援事業の周知・充実

生活保護に至る前の段階でそれを阻止する生活困窮者自立支援事業を推進していくことが必要です。制度自体を知らない市民がいるため、必要とする人に情報が届くように制度の認知度を上げていくことが必要です。

#### (2) 生活困窮者自立支援事業にかかる連携

生活困窮者自立支援事業を適切に運用していくためには、民生委員・児童委員との連携に加え、様々な窓口が有機的にネットワークを組み、生活保護に至らないように、適時適切に事業を適用していくことが必要です。

### (1) 防災に対する啓発と備え

近年、豪雨や地震による災害が多発しています。地域の中には避難行動要支援者がいる等、すべての市民を守るために、どのような体制で臨むべきかを常に地域の中で考え備えていることが重要です。

### (2) 防疫への備え

コロナ禍においては、地域における様々な活動に制限がかかり、地域住民が集うことができなくなっています。関係機関との連携のもと感染症の拡大予防に努めるとともに、これからの With コロナでの新たな支え合いの形も考えていく必要があります。

## 成年後見制度利用促進計画

### 目的・背景

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約等、判断が求められる行為をする時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。また、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制整備が求められています。

今後、高齢化の進行に伴い認知症高齢者も増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等に関する相談の増加が予想されます。本巢市においても、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を推進し、市民の権利擁護をより一層充実していく必要があります。

### 具体的対策

#### (1) 成年後見制度の周知

広報もとすを通じた情報提供やパンフレットの配布等、市民に対して成年後見制度を周知します。

#### (2) 成年後見制度の適切な利用の促進

権利擁護支援が必要な高齢者を早期に発見し、成年後見制度の適切な利用を支援できるよう、地域全体で支えていくための仕組みをつくります。同時に、成年後見制度の利用を促進するための成年後見人等の報酬助成や市長申立を行います。

#### (3) 中核機関の設置

成年後見制度利用に関する相談支援、市民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進等を図るための中核機関を設置しています。

#### (4) 地域連携ネットワークの機能強化

既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワークを活かすとともに、実績のある専門職団体等の既存資源も活用し、地域連携ネットワークの機能を強化します。また、市民後見人の活動を推進するための体制整備も行います。

### 成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が、騙されたり不当な扱いを受けるなどの不利益を被ることがないように、家庭裁判所が法的な権限を持った援助者(成年後見人等)を選任し、契約の締結を代わりに行ったり、判断能力を欠いた状態でした行為を取り消したりすることで、本人の権利と財産を守る制度です。

法定後見制度	既に判断能力が不十分な人に対して、本人や配偶者、四親等以内の親族等が、家庭裁判所に申し立てを行うことで、本人の判断能力に応じて、家庭裁判所が選任した成年後見人等(補助人・補佐人・成年後見人)が支援する制度です。
任意後見制度	将来、判断能力が不十分になった時に備え、十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が任意後見人を選び、任意後見契約を、公正証書で締結しておく制度です。

# 再犯防止推進計画

## 目的・背景

岐阜県内における刑法犯検挙者のうち再犯者の割合が約4割台で推移しています。犯罪をした人等は、立ち直り・社会復帰に向けた様々な課題を抱えており、長期的な視点に立って地域全体で支援していく必要がある等、再犯防止対策は重要な課題となっています。

そのような状況の中、国、地方公共団体及び民間協力者の緊密な連携の下、再犯防止対策を推進していくことが重要であることから、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年には「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。岐阜県においても、平成31年に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定されました。

本巣市においても、本計画の中に「再犯防止推進計画」を包含させる形で策定し、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりを推進するとともに、地域社会として受け入れることへの市民の理解を促進することを通じて、誰一人取り残さない安全で安心なやさしいまちづくりを目指します。

## 具体的対策

### (1) 再犯防止の推進

岐阜県再犯防止推進計画に基づき、保護司会をはじめ関係機関と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止に努めます。

### (2) 犯罪をした人の人権についての啓発

犯罪をした人に対する差別的言動等の人権問題を未然に防ぐため、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行います。

## 計画の策定体制

市議会議員、福祉・介護関係者、民生委員・児童委員、自治会等団体関係者、学校教育関係者等からなる地域福祉推進委員会において計画の内容を審議しました。また、並行して地域部会を開催し、根尾、本巣、糸貫、真正の各地域における課題やご意見を頂くとともに、市民アンケート〔住民一般調査（20歳以上の市民2,500人を無作為に抽出）、高校生調査（高校2年生）、中学生調査（中学2年生）〕を実施し、本計画に反映させました。

### 本巣市地域福祉推進委員会

#### 地域部会

自治会  
民生委員・児童委員、地域福祉協力員  
学校  
第2層協議体  
福祉有償運送、福祉施設  
商工会、企業  
障がい者就労支援センター  
地域包括支援センター

#### 市民アンケート

- ★住民一般調査 20歳以上の市民2,500人
- ★高校生調査 令和3年9月1日現在、本巣市内に住所を有する平成16年度生まれの高校生（高校2年生）375人
- ★中学生調査 令和3年10月1日現在、市内中学校に通う2年生全員

### 第4期 本巣市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：本巣市・本巣市社会福祉協議会

編集：本巣市健康福祉部福祉敬愛課

〒501-0494

本巣市下真桑1000番地

TEL 058-323-7754

FAX 058-323-1445

本巣市社会福祉協議会

〒501-0466

本巣市下真桑1199番地1

TEL 058-324-8989

FAX 058-320-3985